

提出日： 年 月 日

誓約書 (Pledge)

大阪経済法科大学 学長 殿

私は、大阪経済法科大学海外留学・体験プログラムに参加するにあたり、留学が危険を伴うことを理解したうえで、参加者個人の自覚と責任において、安全と健康に十分な注意を払うことを、保証人（保護者）連署の上、誓約いたします。そして、以下の事項を承諾・厳守することを誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、派遣の資格や奨学金・助成を含む貴学の支援を取り消されても異議を申し立てません。

学籍番号

氏名

印

本誓約内容を了承した上で、上記の者が海外留学・体験プログラムに参加することに同意致します。なお、本プログラムに係る財政的な保証は、留学申請者、または保証人が行います。

年 月 日

家族等関係者（保証人） 氏名 印（本人との続柄：)

保証人連絡先 〒 電話

I 遵守事項

1. 本学の学生としての本分をわきまえ、学修に専念し、本人の自覚と責任において行動することを原則とすること。また、本学の名誉を傷付ける行動をとらないこと。
2. 出発前のオリエンテーション、事前・事後学修会等がある場合には、出席すること。やむを得ない事情がある場合には、必ず事前連絡の上、指示に従うこと。
3. 派遣先大学が所在する国（地域）の治安、感染症、災害等の状況によっては、本学は学生の安全を第一と考え派遣留学の中止・延期または帰国勧告を決定することがあるので、それらの事態が生じる可能性があることを理解するとともに、その場合は日本国外務省・在外公館の勧告・命令及び本学の指示に速やかに応じること。また、出入国に際し、日本政府あるいは派遣先国政府などから出入国制限、隔離などの行動制限が発出された場合には、その決定及び指示に従うこと。
これらの事態により発生するキャンセル料や帰国手配等に係る費用負担について、海外旅行（留学）保険で補償できない場合は派遣留学生本人または保証人の責任において対応すること。
4. プログラム参加に際して、日本出国から帰国まで途切れなく有効な海外旅行（留学）保険に加入するとともに、健康診断を受診し、必要に応じて予防接種を行うこと。
5. 海外派遣に必要な手続き（ビザの取得、派遣費用の支払い等）は、本人が自らの責任で行うこと。
6. 派遣先の法令及び派遣先大学の諸規則を順守するとともに、本学及び派遣先大学の教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗に反することのないよう注意すること。
7. 求められる集団行動をとり、他の参加者、本学教職員、派遣先大学、ホストファミリー等に迷惑をかけるような行動は慎むこと。派遣先国では、不必要に危険な行為をしないこと。（派遣期間中、危険と思われる場所、及び風紀上好ましくない場所には、一切立ち入らないこと。）
8. 万が一、派遣期間中に、不測の事故や病気等の事情が発生した場合には、本学並びに派遣先大学に速やかに連絡をするとともに、本学並びに派遣先大学が健康維持、安全のための処置を決定した場合には、その実施に協力すること。
9. 奨学金が支給される場合において、本学から支給される奨学金の額を超える費用は自己の責任において支弁すること。
10. 本学より指示のある場合には、本学派遣プログラム担当部署への現地到着報告、帰国報告等の報告を行うこと。
11. 本学のプログラム申請時及び派遣期間中に本学へ届け出た本人の個人情報は、本学、派遣先大学、関係省庁、在外公館及び本学が指定する旅行会社等が事故時の対応、学生本人及び保証人の連絡、本プログラム運営のために利用、共有する場合があることを了承すること。
12. 本学が、今回提出された個人情報を利用し、本学の主催するプログラム説明会へ留学体験者としての出席依頼などの連絡をする場合があることを了承すること。また、プログラム中に撮影された写真を、本学が学内行事における広報のため使用することを承諾すること。
13. その他、必要に応じ本学が別途定める事項を守ること。

II 帰国命令及び奨学金の返還等

1. 本学は、次の(1)～(8)の場合は、派遣留学を中止させ、帰国を命じることがある。
 - (1) Iの遵守事項に違反した場合
 - (2) 申請書類等に虚偽の記載があった場合
 - (3) 勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為を行った場合
 - (4) 予定した留学期間に満たなかった場合（満たなかった期間において支給済みの奨学金の返還）
 - (5) 海外渡航前および渡航中に本学の学籍を失った場合（除籍・退学など）
 - (6) 本学または派遣先大学において懲戒処分を受けた場合
 - (7) 派遣終了後、本学における学修を継続しなかった場合
 - (8) 留学等報告書の提出を怠り、督促を受けてもなお提出しない場合
2. 本学は、派遣留学生が前項による帰国命令を受けたとき、自己都合による留学の中止を行ったとき、または派遣留学生がIの遵守事項を違反したときには、奨学金支給の取り消しまたは既に支給した奨学金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。また、その場合の帰国手配等に係る費用負担については、派遣留学生または保証人の責任において対応すること。

III 大阪経済法科大学が責任を負わない損害

本学は、派遣留学生が被った人的・物的損害または派遣留学生が故意又は過失により与えた人的・物的損害が次の1～6のいずれかにあたる場合は、その賠償責任を負わない。

1. 天災地変、海難、火災、感染症（ワクチン接種の有無に関わらず。新型コロナウイルス感染症を含む）、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。
2. 新型コロナウイルス感染症などの感染拡大による、授業形態の変更（対面からオンラインへ等）等による損害
3. 派遣留学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。
4. 派遣留学生の故意または過失により生じた損害。
5. 派遣留学の趣旨・目的から逸脱した行為により、また、それにそぐわない活動中に生じた損害。
6. 派遣留学生の個人的問題から生じた損害。